

長野医療生活協同組合 老人保健施設ふるさとのご案内

(2024 年 4 月 1 日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設の名称 長野医療生活協同組合 老人保健施設ふるさと
- ・開設年月日 1998 年 7 月 15 日
- ・施設所在地 長野県長野市大字三才 683
- ・電話番号等 電話番号 026-251-3155
FAX 026-251-3156
- ・管理者 施設長 丸橋 建一
- ・介護保険指定番号 2050180088

(2) 介護保健施設の目的と運営方針

①老人保健施設の目的

老人保健施設は、利用者の心身機能の維持・回復を図り、かつ、人として尊重され、安心して利用できるように、医療と福祉を結合したケアサービスを提供することにより、病院と在宅療養生活とを結びつける「中間施設（在宅復帰支援施設）」として、また、在宅での継続的な生活の維持及び介護者を支える「在宅ケア支援施設」として、在宅療養生活を支援することを目的としています。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営方針を定めていますのでご理解いただいた上でご利用ください。

②老人保健施設ふるさとの運営方針

介護保健施設サービス、短期入所療養介護、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーションの各事業を実施する施設として、利用者ひとりひとりが主人公として、生きがいのある生活が送れるようサービスの提供を行っていくものとし、以下の4点を重視し取り組んでまいります。

- ・利用者の心身の特性にあわせ、日常生活動作の自立に取り組み、その維持・回復を図ることに努めます。
- ・在宅生活、入所生活ともに生きがいのある生活が送れるように、リハビリ農園や書道、絵手紙、手芸などに取り組むとともに、利用者の日常生活の継続性及び自己決定を尊重し、利用者ひとりひとりが主人公になれるようなケアサービスを提供してまいります。
- ・家族介護者の方が、日常の介護から解放され、心身ともにリフレッシュが図れるように各サービスを活用するとともに、家族同士の交流等にも取り組んでいきます。
- ・地域の医療機関や介護保険サービス事業者、居宅介護支援事業者、保険者

などと連携を密接にとり、利用者が安定した在宅療養が送れるよう援助するとともに、そのためのサービスの充実に努めていきます。

(3) -A 施設の職員体制（老人保健施設入所・短期入所）

（常勤換算で以下の数を基準として職員を配置しております）

- | | | |
|---------------|--------|---|
| • 管理者（施設長） | 1 人 | 施設全般を管理する。 |
| • 医師 | 1 人 | 診察、治療等にかかわる業務。 |
| • 薬剤師 | 0.34 人 | 調剤等に関わる業務 |
| • 看護師 | 9 人 | 健康管理、日常生活ケア、家庭介護の指導、レクリエーション、その他看護等に関わる業務 |
| • 介護職員 | 25 人 | 日常生活ケア、家庭介護の指導、レクリエーション、その他介護等に関わる業務 |
| • 支援相談員 | 1 人 | 利用者及び家族の相談指導、利用受け入れ、関係機関との連携調整、訪問指導、その他相談、施設運営等に関わる業務 |
| • リハビリテーション職員 | 1 人 | リハビリテーション、レクリエーション、訪問指導、日常生活訓練、その他リハビリテーションに関わる業務 |
| • 管理栄養士 | 1 人 | 栄養管理指導、献立の作成・調理に関わる業務 |
| • 介護支援専門員 | 1 人 | 入所及び短期入所療養介護利用者のケアプランの作成（兼務） |
| • 調理師及び調理員 | 適当数 | 給食調理全般に関する業務 |
| • 事務職員 | 適当数 | 施設の運営管理に必要な事務、経理、庶務、その他の事務業務全般、施設管理、その他施設運営に関わる業務 |

(3) -B 施設の職員体制（通所リハビリテーション）

（常勤換算で以下の数を基準として職員を配置しております）

- | | | |
|---------------|-------|---|
| • 管理者（施設長） | 1 人 | 施設全般を管理する。 |
| • 医師 | 1 人 | リハビリテーションの指示等の業務。 |
| • 看護師 | 0.9 人 | 健康管理に関する業務。 |
| • 介護職員 | 5.4 人 | 日常生活ケア、家庭介護の指導、レクリエーション、利用者及び家族の相談指導、利用受け入れ、関係機関との連携調整、その他介護等に関わる業務相談、施設運営等に関わる業務 |
| • リハビリテーション職員 | 0.6 人 | リハビリテーション、レクリエーション、訪問指導、日常生活訓練、その他リハビリテーションに関わる業務 |

(4) 定員等

- 入所定員 100 人（うち3階療養棟 50 床は認知症専門棟）
療養室 個室 10 室 2 人室 1 室 4 人室 22 室

・通所定員

月曜日から金曜日：通所定員 55人

土曜日：20人

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案。
- ② 短期入所療養介護計画の立案。
- ③ 通所リハビリテーション計画の立案。
- ④ 訪問リハビリテーション計画の立案。
- ⑤ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
朝食 7時30分～ 昼食 12時00分～ 夕食 18時00分～
- ⑥ 入浴（一般浴槽のほかに入浴に介護を要する利用者には特殊浴槽で対応します。入所利用者は週に最低2回ご利用いただけます。但し、利用者の身体の状況に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑦ 医学的管理・看護
- ⑧ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑨ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑩ 相談支援サービス
- ⑪ 理美容サービス
- ⑫ その他

* これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金を頂くものもありますので、職員にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関に協力を頂き、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

名称 長野医療生活協同組合 長野中央病院

住所 長野市西鶴賀 1570

・協力歯科医院

名称 早川歯科医院

住所 長野市南県町 1041-3

◇ 緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。また、受診の際の付き添いはご家族の方でお願いいたします。

4. 施設利用にあたっての留意事項

・面会について

入所利用者の方への面接時間は、午前7時～午後9時となっております。積極的な面会をお願いいたします。なお、ご面会の際は、各階サービスステーションに「面会カード」が置いてありますので、必ずご記入ください。

外出・外泊を希望される場合は、各サービスステーションにあります「外出・外泊届」へご記入の上、ご提出をお願いします。

- 火気及び危険物等について
火気及び危険物の持ち込みは禁止させていただきます。
- 喫煙について
施設内及び敷地内、禁煙です。
- 設備・備品の利用について
施設の設備・備品のご使用については職員に一声おかけください。
- 所持品の持ち込みについて
ご家庭で使い慣れたものがあればご自由にお持ちいただいて結構ですが、スペースにも限りがありますので、職員に一声おかけください。なお、持ち物には必ずご記名下さい。当施設では、紛失などの責任は一切負いかねますのでご了承ください。
- 金銭・貴重品の管理について
金銭・貴重品についてはできる限りお持ち込みにならないようお願いいたします。お持ち込みになった場合は、ご自身で責任を持って管理していただくこととなります。また、施設内での利用者間での金銭の貸し借りは一切行わないでください。
施設では金銭等の紛失などの責任は一切負いかねますのでご了承ください。
- 外泊時等の施設外の受診について
他の医療機関に受診される場合には、必ず事前にご連絡をお願い致します。
- その他
ペット類の持ち込みは、禁止とさせていただきます。
テレビの持ち込みもご遠慮ください。
その他、ご不明な点がございましたら、職員にお尋ねください。

5. 食事の取り消し

利用者又は保証人の都合により、食事の取り消しの連絡が遅れ、食事を用意してしまった場合には、食費の請求を致しますのでご了承ください。

6. 非常災害対策

- 防火設備 避難滑り台、非常照明、誘導灯、非常放送設備、自動放送装置、自動火災報知設備、スプリンクラー設備、消火器、消火栓等
- 防災訓練 年2回実施します。

7. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

8. 要望及び苦情の相談

要望及び苦情等がありましたら、施設内に相談窓口を設けております。

施設内要望・苦情受付担当： 事務長（1階事務室内）

電話 026-251-3155

他に、施設内に、要望や苦情等を入れていただく「虹の箱」を設置しておりますので、ご利用ください。

また、苦情等につきましては、下記の機関でも受け付けております。

- ・各保険者（市町村）の介護保険担当部署
例）長野市介護保険課 電話 026-224-7871
- ・長野県国民健康保険団体連合会 電話 026-238-1555

9. 事故発生時の対応

施設内及び送迎中に発生した事故の対応に関しては、以下の通りとします。

①事故発生の場合

- ・ご家族に電話等で、事故の発生状況・ご本人の様子・予後に関してご説明致します。
- ・カルテに上記内容を記載し、ご説明をしたご家族及び報告をした職員名を記載します。
- ・ヒヤリ・ハット事故報告書に記載をし、職場責任者及び施設長に報告をします。
- ・入院通院治療が必要な場合には、上記に加え保険者への連絡をおこないます。
- ・保険者への連絡は、発生直後に電話で第一報を行ない、文書による報告は2週間以内に行います。
- ・担当部長を通じ、法人への報告を行います。

②集団感染が疑われる場合

- ・次のア、イ、ウの場合は、上記に併せて保健所への連絡を行います。
 - ア) 同一の感染症もしくは食中毒によることが疑われる重篤患者が、一週間以内に2名以上発生した場合。
 - イ) 同一の感染症もしくは食中毒によることが疑われる利用者が10名以上発生した場合。
 - ウ) 上記の他、施設長が報告を必要と認めた場合。

10. その他

当施設についてのご質問等がございましたら、遠慮なく、お尋ねください。

老人保健施設ふるさと

長野医療生活協同組合 老人保健施設ふるさと 入所療養介護利用約款

(約款の目的)

第1条 老人保健施設ふるさと(以下「施設」という)は、要介護状態と認定された利用者(以下「利用者」という)に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに利用者の居宅における生活の復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者および利用者を保証する者(以下「保証人」という)は施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が、老人保健施設ふるさと利用同意書を施設に提出したときから効力を有します。但し、保証人に変更があった場合は新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項のほか、本約款、別紙1及び別紙2の改定が行われな限り、初回利用時の同意書提出を持って、繰り返し施設を利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び保証人は、施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

(施設からの解除)

第4条 施設は、利用者及び保証人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
- ② 施設において定期的に実施される入所継続判定会議において、退所して居宅において生活できると判断された場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、施設での適切な介護保健サービスの提供を超える判断された場合
- ④ 利用者及び保証人が本約款に定める利用料金を3ヶ月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず10日以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、施設の職員又は他の入所者に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第5条 利用者及び保証人は、連帯して、施設に対し、本約款の基づく介護保健施設サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金を元に計算された月ごとの利用額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、施設は、利用者の経済状況等に変動があった場合、上記料金を変更することがあります

2 施設は、特段の利用がある場合を除き、毎月10日までに利用者に関わる前月料金の合計額を確定させるものとし、利用者及び保証人は連帯して、施設に対し口座振替により当該合計額を利用月の翌月の27日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)までに支払うものとします。

3 施設は、利用者または保証人から、1項の利用料金の支払いを受けたとき、若しくはその入金が確認されたときは、利用者に対し、領収書を発行します。

(記録)

第6条 施設は利用者の入所療養介護の提供に関する記録を作成し、その利用終了後2年間保管します。

2 施設は利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には原則としてこれに応じます。但し保証人その他のもの(利用者の代理人を含みます)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限りこれに応じます。

(身体の拘束等)

第7条 施設は原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等、緊急やむを得ない場合は、施設の医師が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、施設の医師がその様態及び時間、その際に利用者の心身の状況緊急やむを得なかった理由を診療記録等に記載することとします。

(秘密の保持)

第8条 施設とその職員は業務上知り得た利用者又は保証人若しくは利用者の家族等に関する情報及び秘密は施設内のみで利用するものとし、正当な理由がなく第三者に漏らしません。但し次の各号ついでの情報提供については、施設は利用者及び保証人から、予め同意を得た上で行うこととします。

- ① 介護保険サービスのための市町村、居宅介護支援事業者その他介護保険事業者への情報提供、あるいは、適切な在宅医療のための医療機関等への診療情報等の提供。
 - ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の扱いとします。

(緊急時の対応)

第9条 施設は利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関または協力歯科医療機関等での診療を依頼することがあります。

2 施設は、利用者に対し、施設における入所療養介護での対応が困難な状態、または、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3 前2項の他、入所利用中に利用者の心身の状況が急変した場合、施設は、利用者及び保証人が指定する者に対し緊急に連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第10条 利用者及び保証人は、施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望または苦情等について、施設に申し出ることができます。

(賠償責任)

第11条 介護保健施設サービスの提供に伴って、施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、施設は利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、施設が損害を被った場合、利用者及び保証人は連帯して、施設に対してその損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めない事項)

第12条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は保証人と施設が誠意を持って協議し定めることとします。

長野医療生活協同組合 老人保健施設ふるさと 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 利用約款

(約款の目的)

第 1 条 老人保健施設ふるさと（以下「施設」という）は、要支援または要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という）に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに利用者の居宅における生活の復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者および利用者を保証する者（以下「保証人」という）は施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを本約款の目的とします。

(適用期間)

第 2 条 本約款は、利用者が、老人保健施設ふるさと利用同意書を施設に提出したときから効力を有します。但し、保証人に変更があった場合は新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項のほか、本約款、別紙 1 及び別紙 2 の改定が行われな限り、初回利用時の同意書提出を持って、繰り返し施設を利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第 3 条 利用者及び保証人は、施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本約款に基づく短期入所利用を解除・終了することができます。

(施設からの解除)

第 4 条 施設は、利用者及び保証人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく短期入所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、施設での適切な介護保健サービスの提供を超えると判断された場合
- ③ 利用者及び保証人が本約款に定める利用料金を 3 ヶ月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず 10 日以内に支払われない場合
- ④ 利用者が、施設の職員又は他の入所者に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会行為を行った場合
- ⑤ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第 5 条 利用者及び保証人は、連帯して、施設に対し、本約款の基づく短期入所療養介護の対価として、別紙 2 の利用単位ごとの料金を元に計算された月ごとの利用額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、施設は、利用者の経済状況等に変動があった場合、上記料金を変更することがあります

2 施設は、特段の利用がある場合を除き、毎月 10 日までに利用者に関わる前月料金の合計額を確定させるものとし、利用者及び保証人は連帯して、施設に対し口座振替により当該合計額を利用月の翌月の 27 日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)までに支払うものとします。

3 施設は、利用者または保証人から、1 項の利用料金の支払いを受けたとき、若しくはその入金が確認されたときは、利用者に対し、領収書を発行します。

(記録)

第6条 施設は利用者の短期入所療養介護の提供に関する記録を作成し、その利用終了後2年間は保管します。

2 施設は利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には原則としてこれに応じます。但し保証人その他のもの（利用者の代理人を含みます）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限りこれに応じます。

（身体の拘束等）

第7条 施設は原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等、緊急やむを得ない場合は、施設の医師が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、施設の医師がその様態及び時間、その際に利用者の心身の状況緊急やむを得なかった理由を診療記録等に記載することとします。

（秘密の保持）

第8条 施設とその職員は業務上知り得た利用者又は保証人若しくは利用者の家族等に関する情報及び秘密は施設内のみで利用するものとし、正当な理由がなく第三者に漏らしません。但し次の各号についての情報提供については、施設は利用者及び保証人から、予め同意を得た上で行うこととします。

① 介護保険サービスのための市町村、居宅介護支援事業者その他介護保険事業者への情報提供、あるいは、適切な在宅医療のための医療機関等への診療情報等の提供。

② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の扱いとします。

（緊急時の対応）

第9条 施設は利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関または協力歯科医療機関等での診療を依頼することがあります。

2 施設は、利用者に対し、施設における短期入所療養介護での対応が困難な状態、または、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3 前2項の他、短期入所利用中に利用者の心身の状況が急変した場合、施設は、利用者及び保証人が指定する者に対し緊急に連絡します。

（要望又は苦情等の申出）

第10条 利用者及び保証人は、施設の提供する短期入所療養介護に対しての要望または苦情等について、施設に申し出ることができます。

（賠償責任）

第11条 短期入所療養介護の提供に伴って、施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、施設は利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、施設が損害を被った場合、利用者及び保証人は連帯して、施設に対してその損害を賠償するものとします。

（利用契約に定めない事項）

第12条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は保証人と施設が誠意を持って協議し定めることとします。

長野医療生活協同組合 老人保健施設ふるさと

通所リハビリテーション利用約款

(約款の目的)

第1条 老人保健施設ふるさと(以下「施設」という)は、要支援または要介護状態と認定された利用者(以下「利用者」という)に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに利用者の居宅における生活の復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者および利用者を保証する者(以下「保証人」という)は施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が、老人保健施設ふるさと利用同意書を施設に提出したときから効力を有します。但し、保証人に変更があった場合は新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項のほか、本約款、別紙1及び別紙2の改定が行われな限り、初回利用時の同意書提出を持って、繰り返し施設を利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び保証人は、施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本約款に基づく通所利用を解除・終了することができます。

(施設からの解除)

第4条 施設は、利用者及び保証人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく通所リハビリテーションの利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、施設での適切な通所リハビリテーションの提供を超えると判断された場合
- ③ 利用者及び保証人が本約款に定める利用料金を3ヶ月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず10日以内に支払われない場合
- ④ 利用者が、施設の職員又は他の利用者に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会行為を行った場合
- ⑤ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第5条 利用者及び保証人は、連帯して、施設に対し、本約款の基づく通所リハビリテーションの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金を元に計算された月ごとの利用額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、施設は、利用者の経済状況等に変動があった場合、上記料金を変更することがあります

2 施設は、特段の利用がある場合を除き、毎月10日までに利用者に関わる前月料金の合計額を確定させるものとし、利用者及び保証人は連帯して、施設に対し、口座振替により当該合計額を利用月の翌月の27日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)までに支払うものとします。

3 施設は、利用者または保証人から、1項の利用料金の支払いを受けたとき、若しくはその入金が確認されたときは、利用者に対し、領収書を発行します。

(記録)

第6条 施設は利用者の通所リハビリテーションの提供に関する記録を作成し、その利用終了後2年間は保管します。

2 施設は利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には原則としてこれに応じます。但し保証人その他のもの(利用者の代理人を含みます)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限りこれに応じます。

(身体の拘束等)

第7条 施設は原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等、緊急やむを得ない場合は、施設の医師が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、施設の医師がその様態及び時間、その際に利用者の心身の状況緊急やむを得なかった理由を診療記録等に記載することとします。

(秘密の保持)

第8条 施設とその職員は業務上知り得た利用者又は保証人若しくは利用者の家族等に関する情報及び秘密は施設内のみで利用するものとし、正当な理由がなく第三者に漏らしません。但し次の各号ついでの情報提供については、施設は利用者及び保証人から、予め同意を得た上で行うこととします。

- ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他介護保険事業者への情報提供、あるいは、適切な在宅医療のための医療機関等への診療情報等の提供。
- ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の扱いとします。

(緊急時の対応)

第9条 施設は利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関または協力歯科医療機関等での診療を依頼することがあります。

2 前項の他、通所リハビリテーション利用中に利用者の心身の状況が急変した場合、施設は、利用者及び保証人が指定する者に対し緊急に連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第10条 利用者及び保証人は、施設の提供する通所リハビリテーションに対しての要望または苦情等について、施設に申し出ることができます。

(賠償責任)

第11条 通所リハビリテーションの提供に伴って、施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、施設は利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、施設が損害を被った場合、利用者及び保証人は連帯して、施設に対してその損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めない事項)

第12条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は保証人と施設が誠意を持って協議し定めることとします。

長野医療生活協同組合 老人保健施設ふるさと 介護予防通所リハビリテーション利用約款

(約款の目的)

第1条 老人保健施設ふるさと（以下「施設」という）は、要支援1または2と認定された利用者（以下「利用者」という）に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように介護予防サービスを提供し、一方、利用者および利用者を保証する者（以下「保証人」という）は施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が、老人保健施設ふるさと利用同意書を施設に提出したときから効力を有します。但し、保証人に変更があった場合は新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項のほか、本約款、別紙1及び別紙2の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出を持って、繰り返し施設を利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び保証人は、施設に対し、利用停止の意思表示をすることにより、本約款に基づく利用を解除・終了することができます。

(施設からの解除)

第4条 施設は、利用者及び保証人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく介護予防通所リハビリテーションの利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立、もしくは要介護と認定された場合
- ② 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、施設での適切な通所リハビリテーションの提供を超えると判断された場合
- ③ 利用者及び保証人が本約款に定める利用料金を3ヶ月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず10日以内に支払われない場合
- ④ 利用者が、施設の職員又は他の利用者に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会行為を行った場合
- ⑤ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第5条 利用者及び保証人は、連帯して、施設に対し、本約款の基づく介護予防通所リハビリテーションの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金を元に計算された月ごとの利用額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、施設は、利用者の経済状況等に変動があった場合、上記料金を変更することがあります。

2 施設は、特段の利用がある場合を除き、毎月10日までに利用者に関わる前月料金の合計額を確定させるものとし、利用者及び保証人は連帯して、施設に対し、口座振替により当該合計額を利用月の翌月の27日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）までに支払うものとします。

3 施設は、利用者または保証人から、1項の利用料金の支払いを受けたとき、若しくはその

入金が確認されたときは、利用者に対し、領収書を発行します。

(記録)

第6条 施設は利用者の介護予防通所リハビリテーションの提供に関する記録を作成し、その利用終了後2年間は保管します。

2 施設は利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には原則としてこれに応じます。但し保証人その他のもの(利用者の代理人を含みます)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限りこれに応じます。

(身体の拘束等)

第7条 施設は原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等、緊急やむを得ない場合は、施設の医師が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、施設の医師がその様態及び時間、その際に利用者の心身の状況緊急やむを得なかった理由を診療記録等に記載することとします。

(秘密の保持)

第8条 施設とその職員は業務上知り得た利用者又は保証人若しくは利用者の家族等に関する情報及び秘密は施設内のみで利用するものとし、正当な理由がなく第三者に漏らしません。但し次の各号についての情報提供については、施設は利用者及び保証人から、予め同意を得た上で行うこととします。

- ① 介護予防サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他介護保険事業者への情報提供、あるいは、適切な在宅医療のための医療機関等への診療情報等の提供。
- ② 介護予防サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の扱いとします。

(緊急時の対応)

第9条 施設は利用者に対し、施設医師の医学的判断により対応が必要と認める場合、協力医療機関または協力歯科医療機関等での診療を依頼することがあります。

2 前項の他、介護予防通所リハビリテーション利用中に利用者の心身の状況が急変した場合、施設は、利用者及び保証人が指定する者に対し緊急に連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第10条 利用者及び保証人は、施設の提供する介護予防通所リハビリテーションに対しての要望または苦情等について、施設に申し出ることができます。

(賠償責任)

第11条 介護予防通所リハビリテーションの提供に伴って、施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、施設は利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、施設が損害を被った場合、利用者及び保証人は連帯して、施設に対してその損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めない事項)

第12条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は保証人と施設が誠意を持って協議し定めることとします。

長野医療生活協同組合 ふるさと
訪問リハビリテーション 重要事項説明書 (契約書別紙)
(2024年4月1日改定)

サービス提供開始にあたり、当事業所が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1：当事業所の概要

(1) 訪問リハビリテーション事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業者（法人）名称	長野医療生活協同組合
事業所名	ふるさと訪問リハビリテーション
所在地	長野市三才683
電話番号	026-251-3155
介護保険指定番号	2050180088
事業所管理者	中野 友貴
サービスを提供する地域	長野市長沼地区、柳原地区、古里地区、若槻地区、浅川地区（浅川1～5丁目、神楽橋、屋敷田、浅川押田、浅川西条）、吉田地区（吉田1～5丁目）、朝陽地区（桜新町除く）

(2) 事業所の職員体制

職種	員数
医師	1人以上
理学療法士又は作業療法士若しくは言語聴覚士	1人以上

(3) サービスの提供時間帯

営業日	月曜日～金曜日（ただし、下記の「休日」を除く）。
営業時間	9：00～17：00
休日	土曜日、日曜日、祝日、5/1、8/14～8/16及び12/29～1/3

(4) その他事項

事項	有無	備考
担当者の変更の有無	有	変更させていただく場合がございます
従業員への研修の実施	有	年1回以上行います
情報の開示	有	サービス提供記録閲覧の申請が可能です。
第三者評価の実施状況	無	実施日： 評価機関名： 開示状況：
虐待防止のための措置	有	担当者：管理者

2：当事業所のサービス内容

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のいずれかがご利用者のお住まいを訪問し、利用者の生活の質の確保を重視し、活動・参加につなげる取り組みを行います。日常生活動作の維持・回復を図るため、医師ならびに他の保健・医療・福祉のサービスとの連携に努め適切なサービスを提供いたします。相互に合意した目標を設定し計画的にサービスを実施します。目標に沿って機能

回復訓練や日常生活動作訓練、社会参加支援等を実施し、また体調管理、ご本人・ご家族への相談支援等を行います。

3：利用料金 別紙

4：料金の支払い方法

- (1) 利用料は1ヶ月毎にまとめて月末に締めさせていただき、請求させていただきます。
- (2) 料金の支払いは口座引き落としとなります。サービスを利用した月の翌月の27日に指定した口座より引き落としをいたします。お支払いを確認した後に領収書を発行いたします。
- (3) 口座引き落としでの支払いができない場合は現金でのお支払いとなります。サービスを利用した月の翌月にお支払いをお願いいたします。

5：サービス提供についての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは以下のとおりです。

- (1) サービス利用にあたり、当院医師への3か月毎の受診と医師からの指示が必要となります。医師からの指示が無い場合、サービス提供は実施できません。
- (2) 緊急対応及び交通事情等で予定の訪問時間が前後する可能性があります。
- (3) 事業所の都合により、訪問予定日時に訪問できない場合があります。ご利用者と相談の上、訪問日時または訪問担当者及び訪問日を変更して対応させていただくことがあります。その際、互いの都合が合わなかった場合は訪問をお休みとさせていただくことがあります。
- (4) 駐車場のご用意をお願いいたします。ご用意が無い場合は有料駐車場の利用をさせていただきます。
- (5) ご利用者のお住まいでサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気、駐車料金、物品等の費用はお客様のご負担となります。
- (6) 従業員に対し贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (7) サービス提供場面の無断での動画及び写真撮影はご遠慮ください。
- (8) 体調や容態の急変などでサービスを利用できなくなった時は、できる限り早めに事業所へご連絡ください。
- (9) 意志疎通が困難なご利用者に対して、ご希望により手話通訳者等派遣事業（長野市からの委託事業）、成年後見制度等を紹介いたします。

6：サービス内容に関する苦情受付窓口

- (1) 苦情処理の体制及び手順
 - ① サービスに係るご本人及びそのご家族からの相談及び苦情を受け付ける窓口を設置し、相談及び苦情に対して迅速に対応いたします。
 - ② 相談及び苦情の申し出により不利益な扱いを受けた場合は、事業所責任者及び法人苦情受付担当までお申し出ください。
- (2) 苦情受付窓口
 - ① 当事業所お客様相談・苦情受付担当
事業所責任者（事務長） 電話 026（251）3155
 - ② 法人の苦情受付担当
長野医療生活協同組合
介護事業部長 電話 026（234）1476
 - ③ 自治体等の相談窓口
当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。
長野市保健福祉部介護保険課 電話 026（224）7871
長野県国保連介護保険相談窓口 電話 026（238）1580

年 月 日

(説明者) サービスの提供開始にあたり、ご利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

ふるさと訪問リハビリテーション

氏名 _____

(利用者) 私は、本書面によりサービスの提供開始にあたり重要事項の説明を受けました。

氏名 _____

(代理人) 私は、本人に代わりサービス提供開始にあたり重要事項の説明を受け、上記の署名を行いました。

氏名 _____

続柄 (_____)